

研究における特許使用円滑化検討WGについて

平成18年1月20日

1. 趣旨

大学等において革新的な研究開発が推進され、優れた知的財産が円滑にかつ継続的に生み出されるためには、自由な研究を確保し、積極的に特許等を活用するための環境整備が必要である。

特に、特許法上の解釈として、大学等における試験研究についても、特許権の効力が及ぶ場合があるとの見解が示されたことから、こうした研究活動を円滑に行うための考え方を示す必要が生じていた。

このため、総合科学技術会議では、国費を原資として得られた大学等の研究成果に関し、円滑な研究活動を推進するための方策について調査・検討を行うことを目的として、「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」(以下、「PT」)を知的財産戦略専門調査会のもとに設置し、これまでに5回にわたり、ガイドラインの策定等について検討を行ってきた。

しかしながら、ガイドラインの検討過程において生じた論点には、大学等における契約の実務に関するものが多く、技術分野によっても考え方が異なるのが現状であり、これらについて実務的に詳細な検討を行う必要があるため、「研究における特許使用円滑化検討ワーキンググループ(以下、「WG」)」を開催する。

2. 主な検討内容

大学等における研究ライセンス

他者の特許権侵害を回避し、研究を円滑に進めるための研究ライセンス等の条件とその内容について考え方を整理する。

対象とすべき研究の範囲

大学等における研究には、民間との共同研究や委託研究等を含め、様々な形態があるが、そのうち、研究ライセンスにより他者の特許の円滑使用を推奨すべき範囲について検討する。

民間が所有する特許権等の取扱い

大学等における研究が、国費を原資として得られた民間の特許権に係る場合、その権利を大学等に対し行使するにあたり配慮すべき事項等について検討する。

その他

3. 検討スケジュール

第1回 1月20日(金) 10:00 - 12:00 743会議室

第2回 2月13日(月) 15:00 - 17:00 特別第2会議室

第3回 2月24日(金) 10:00 - 12:00

本WGでのとりまとめ終了後、「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」、「知的財産戦略専門調査会」への報告を予定。